東近江行政組合行政手続条例第12条第2項第5号に規定する処分を定める規則

平成9年3月31日滋賀中部地域行政事務組合規則第4号

改正 平成10年3月31日 規則第1号

東近江行政組合行政手続条例(平成9年滋賀中部地域行政事務組合条例第4号)第 12条第2項第5号の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

- (1) 法令の規定により行政庁が交付する書類であって交付を受けた者の資格又は地位を証明するもの(以下この号において「証明書類」という。)について、条例等の規定に従い、既に交付した証明書類の記載事項の訂正(追加を含む。以下この号において同じ。)をするためにその提出を命ずる処分及び訂正に代えて新たな証明書類の交付をする場合に既に交付した証明書類の返納を命ずる処分
- (2) 届出をする場合に提出することが義務付けられている書類について、条例等の 規定に従い、当該書類が法令に定められた要件に適合することとなるようにその 訂正を命ずる処分

付 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月31日規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。